

令和 7 年 4 月 27 日執行予定

彦根市長選挙

選挙運動に関する収入および支出ならびに寄附について

彦根市選挙管理委員会

目次

1	収入・支出および寄附の意義	1
2	支出とみなされないもの	2
3	支出金額の最高額の決定	3
4	会計帳簿の整理	3
5	会計帳簿の記載要領	3
6	収支報告書の記載および提出	5
7	収支報告書の添付書類	7
8	実費弁償および報酬の額	7
9	出納責任者の異動および事務の引継	8
10	帳簿および書類の保存	9
記載例		
	・ 会計帳簿	10
	・ 選挙運動費用収支報告書	19
	・ 領収書を徴し難い事情があった支出の明細書	27
	・ 振込明細書にかかる支出目的書	28

選挙運動に関する収入および支出ならびに寄附について

1 収入・支出および寄附の意義

(1) 収入

「収入」とは、「金銭・物品・その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾または約束」をいいます。

これは日常生活上使っている「収入」という言葉の意味よりも広く、例えば、拡声機を無償で借りたときや労務の無償提供を受けたとき等、普通の用語では収入といわなくても、公職選挙法では借上料を支払わなくてすむという利益を收受したことになりますので、借上料相当額や報酬相当額は寄附としての収入になります。

(2) 寄附

「寄附」とは、寄附を受ける者の側から定義すると、「金銭・物品・その他の財産上の利益の收受またはその收受の約束で、党費、会費、その他債務の履行としてなされるもの以外のもの」をいいます。したがって、寄附を受ける者の立場からすれば、寄附もまた収入の一種となります。

この場合も、例えば、選挙事務所に使う家屋を無償で提供しようという単なる約束も寄附になるという意味で、普通の用語としての「寄附」より広い意味で使われています。

なお、寄附には禁止されているものがあるので、注意が必要です。

(3) 支出

「支出」とは、「金銭・物品・その他の財産上の利益の供与、交付およびその約束」をいいます。なお、立候補や選挙運動の準備行為についても支出に含まれます。

ここで注意していただきたい点は、たとえば選挙事務所、拡声機、労務等を無料で借用または使用したときは、一方では寄附としての収入となるとともに他方でその借上料、報酬等に相当する額を支出とみなすことでもあります。

しかし、候補者の自宅を選挙事務所に使用する場合など候補者の日常生活と密接な関係にある費用は選挙運動費用から除かれることになっていますし、供託金や公認料(候補者から党への寄附金)も支出にならないこととされています。

2 支出とみなされないもの

選挙運動のために支出された費用であっても、次に掲げるものは公職選挙法第 197 条の定めにより選挙運動に関する支出でないとみなされています。したがって後述する選挙運動費用収支報告書に記載する必要はありません。

- ① 立候補準備のために要した支出のうち、候補者または出納責任者以外の第三者がした支出で候補者または出納責任者の関知しないもの
- ② 立候補者の届出後の支出で、候補者または出納責任者と意志を通じて行った支出以外のもの
- ③ 候補者が乗用する自動車・電車・汽車等のために支出したもの、すなわち候補者が使用した一切の交通費
- ④ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- ⑤ 選挙運動に関して支払う国または地方公共団体の租税または手数料
- ⑥ 政党その他の政治団体(確認団体)が行う選挙運動のために要した支出
- ⑦ 選挙運動用自動車を使用するために要した支出(自動車の借上料・ガソリン代・オイル代・修理代・運転手の雇料等の走行に関する支出)

(注) ポスターなどの作成費と異なり、公費負担の有無に関わらず、この規定により選挙運動費用に参入する必要はありません。

ただし、自動車に取り付ける看板などの文書図画に要した経費は「使用するために要した支出」と認められませんので、選挙運動費用に計上しなければなりません。

また、次のようなものについても加算する必要はありません。

- ⑧ 候補者の家族または親族が労務を提供した場合は、時価に換算して計上すべきですが、本業の合間に短時間の労務の提供で、見積ることが困難であるような場合
- ⑨ 労務者の傷害の医療費
- ⑩ 選挙運動のために備えつけた椅子・硝子等の破損弁償金のように通常の損料に属しないもの
- ⑪ 選挙運動員が従来から日常の生活に使用する自転車を使用した場合
- ⑫ 選挙運動員が自己名義の定期乗車券を使用し運動した場合のその費用
- ⑬ 風雨による看板の復旧費

出納責任者の職務内容の概略と選挙運動費用について

3 支出金額の最高額の決定 【資料1再掲】

出納責任者を選任した者は、自ら出納責任者となった場合を除き、文書で出納責任者が支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともに当該文書に署名押印をする必要があります(支出最高額を定める文書は市委員会に提出不要ですが、作成して保管しておく必要があるため、事前審査は行います。)

4 会計帳簿の整理

出納責任者は会計帳簿(収入簿と支出簿の2種)を作成して備付け、これに選挙運動に関する全ての寄附金およびその他の収入ならびに支出(選挙運動費用とみなされないものを除く。)について記載しなければなりません。

この記載は、次の事項について記載していただきますが、この会計帳簿の記載方法は、収支のバランスをとることが目的ではなく、選挙公正の原則により資金を公開することが目的ですので、一般の場合と全く異なっています。

- ① 選挙運動に関する全ての寄附その他の収入(候補者のために候補者または出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。)
- ② ①の寄附をした者の氏名、住所および職業ならびに寄附の金額(金銭以外の財産上の利益については時価に見積もった金額)および年月日
- ③ 選挙運動に関する全ての支出(候補者のために候補者または出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。)
- ④ ③の支出を受けた者の氏名、住所および職業ならびに支出の目的、金額および年月日

5 会計帳簿の記載要領

出納責任者は、前記の会計帳簿(収入簿と支出簿)を備えつけ、これに選挙運動に関する収支の全てを記載しなければなりません。

したがって、これに記載された内容を収支報告書に転記し、添付書類とともに選挙期日から15日以内に市委員会に提出しなければなりません。

そこで、実際にどのように分類して記載するかということについて、支出関係について選挙運動費用を分類して費目ごとに説明します。

また、公職選挙法施行規則別記第 30 号様式の支出簿の備考に、次の 10 項目に分類されておりますので、この分類によって例示します。

なお、支出簿は「立候補準備のために支出した費用」「選挙運動のために支出した費用」の二科目を設けて(または各々分冊して)記載する必要があります。

(1) 人件費

選挙運動のために使用する事務員、車(船)上運動員、手話通訳者、要約筆記者および労務者に対する報酬が考えられます。

なお、選挙運動員については、人件費はありません。それは公職選挙法第 197 条の 2 (実費弁償および報酬の額)の規定により報酬を出すことが認められておらず、実費弁償のみ認められており、その内容は交通費・食糧費等に分類されるためです。

選挙期日後の残務整理のために使用した事務員や労務者に対する報酬は選挙運動費用としてみなされないため、記載の必要はありません。

(2) 家屋費

ア 選挙事務所費…選挙事務所借上料、この中には事務所自体と机などの備品の借上料および電話の架設費も含まれます。

なお、候補者の自宅を選挙事務所に使用したときは、算入不要ですが、備品等を購入したり借り入れたりしたときは、この費目に入れる必要があります。

イ 集合会場費等…主として個人演説会場の借上料が考えられます。

(3) 通信費

電話代(借上料および通話料)、電報料、事務連絡のための郵便等に要する費用です。

(4) 交通費

選挙運動員、事務員、車(船)上運動員、手話通訳者、要約筆記者および労務者に対する交通費の実費弁償です。友人等が好意で乗り物に乗せてくれた場合にも時価で見積もり、支出として記載しなければなりません。

(5) 印刷費

選挙運動用のポスター、ビラ、通常葉書の印刷費が主なものです。公費負担の対象であっても、その作成費は支出として算入が必要です。

(6) 広告費

選挙運動用の立札・看板・ちょうちん・たすきおよび拡声機等の費用です。

(7) 文具費

紙、筆記用具、その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用です。

(8) 食料費

選挙事務所で提供する湯茶やこれに伴い通常用いられる程度の菓子にかかった費用や、法令で認められた範囲内で選挙運動員等に出す弁当料等です。

(9) 休泊費

休泊および宿泊に要した費用です。

(10) 雑費

光熱水費や(1)から(9)に該当しない経費です。

なお、看板等の作製にあたって、材料を提供して労務者を雇い作製した場合は、労務者に要した費用は人件費に、材料代等は雑費に、ペンキ代等は文具費にそれぞれ区分して計上することになります。

以上 10 項目について概要を説明しましたが、選挙運動費用はこれだけとは限定されないため、適宜、上記の 10 項目に当てはめて支出簿に記載してください。

また、労務・資材等の無償提供を受けた場合は、寄附として収入するとともに、支出についても同額を当該費目に記載してください。

なお、会計帳簿の記載については、「地方選挙早わかり」や、様式記載例を参照してください。

6 収支報告書の記載および提出

(1) 報告書の記載要領

さきに記述しました会計帳簿の記載内容を選挙運動費用収支報告書

に転記することになります。必ず前述の費目ごとに月日を追って記載するとともに小計を算出し、しかる後に合計額を記入してください。(令和4年12月1日発行の地方選挙早わかりの記入例 P171～P179 参照)

ア 収入の部においては、一件 10,000 円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件 10,000 円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載してください。

なお、寄附については、一件 10,000 円未満のものについても必要に応じて各件ごとに記載して差しつかえありません。

イ 収入の部中「種別」欄には「寄附金」または「その他の収入」の別を明記してください。

ウ 収入の部中「参考」欄には、選挙運動費用に係る公費負担相当額(ポスター・ビラの作成に係るものをいう。以下同じ。)を記載してください。また、その他の参考となる事項があれば、記載してかまいません。

エ 支出の部中「区分」欄には、「立候補準備のために支出した費用」と、「選挙運動のために支出した費用」との区別を明記してください。

オ 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載してください。

カ 収入の部中「金銭以外の寄附およびその他の収入の見積の根拠」および支出の部中「金銭以外の見積の根拠」欄には、員数その他の金銭見積の根拠を記載してください。

キ その他の点については、様式中「備考」をご参照ください。

(2) 報告書の提出 **【資料 1 再掲】**

ア 選挙運動費用収支報告書は、①選挙期日の告示日前、②選挙期日の告示日から選挙期日まで、③選挙期日以降、の3つの期間になされた収入・支出を併せて精算し、添付書類とともに選挙期日から 15 日以内に市委員会に提出しなければなりません(民法第 140 条の規定により初日不算入とし、5 月 12 日(月)まで。なお、公職選挙法第 270 条の 3 の規定により期限の繰り延べが適用されません。)。

イ 届出以後になされた寄附その他の収入および支出については、その事実が発生した日から 7 日以内に提出しなければなりません。

(3) 報告書の提出部数

選挙運動費用収支報告書とその添付書類を1部提出してください。

なお、選挙運動費用収支報告書と異なり、会計帳簿は市委員会から提出を求めない限り提出不要ですが、出納責任者は、会計帳簿、明細書および領収書その他の支出を証する書面を、選挙運動費用収支報告書提出の日から3年間、保存しなければなりませんのでご注意ください。

(4) 想定される作業の手順の例示(支出)

- ① 領収書等を費目ごとに仕分ける。
- ② 各費目で支出した日時の順に並べ替える。
(注) 選挙運動用ポスター・ビラの支出の日は、投開票日である4月27日として整理して構いません。
- ③ 費目ごとに②で並び替えた順に、台紙に貼り付ける。
- ④ 支出簿および選挙運動費用収支報告書の支出の部に領収書等に記載されている内容を転記する。

7 収支報告書の添付書類

報告書を提出するときは、次の資料を添付してください。

- (1) 収支報告書の内容が真実であることを誓う宣誓書
- (2) 領収書その他の支出を証明する書面の写し
(注) 領収書等を徴し難い事情があったときは、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」の添付が必要となります。
(注) 金融機関での振込による支出は、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」または「振込明細書にかかる支出目的書」の添付が必要となります。
(注) 領収書等の宛名は候補者名としてください。候補者の選挙運動に関するものは、原則として公職選挙法に基づく「選挙運動費用収支報告書」に記載されるものであり、政治資金規正法に基づく政治団体の会計帳簿とは別ですので、両方に計上しないよう注意してください。(例)後援会活動や政治活動用事務所看板作成は政治活動です。

8 実費弁償および報酬の額 【資料1再掲】

- (1) 選挙運動に従事する者に対し、実費弁償を支給することができますが、1人に対し支給できる最高額を次のとおり定めており、この額を超えて支給することはできません。
ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出し

た実費額

イ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

ウ 車 賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額

エ 宿泊料(食事料2食分を含む。) 1夜につき12,000円

オ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円

※弁当を支給した場合、提供した弁当の実費額を差し引いた額以内

カ 茶菓料 1日につき500円

- (2) 選挙運動に従事する者のうち、選挙運動のために使用する事務員については1人1日10,000円、専ら選挙運動のために使用される自動車または船舶の上において選挙運動のために使用する者・専ら手話通訳のために使用する者・専ら要約筆記のために使用する者については1人1日15,000円までの報酬を、前記(1)による実費弁償のほかに支給することができます。なお、超過勤務手当は支給できません。

これらの者に報酬を支給するためには、あらかじめ「届出書(事務員等)」により市委員会に届け出なければなりません。

報酬を支給できるのは、立候補の届出のあった日から選挙期日の前日までの間に限り、1日12人の範囲内ですが、最大60人まで異なる者を届け出ることができます。

具体的には、彦根市長選挙の場合、立候補届出日から選挙期日前日まで7日であるから、延べ84人を使用することができ、60人を超えない範囲で異なる者を届け出ることができます。

- (3) 選挙運動のために使用する労務者に対しては、報酬および実費弁償を支給することができますが、1人に対し支給できる最高額を次のとおり定めています。

ア 報酬 (ア) 基本日額 10,000円

(イ) 超過勤務手当 5,000円以内(1日につき基本日額の5割以内)

※弁当を支給した場合、提供した弁当の実費額を差し引いた額

イ 実費弁償 (ア) 鉄道賃、船賃および車賃

上記(1)のア、イおよびウに掲げる額

(イ) 宿泊料(食事料は除く。) 1夜につき10,000円

9 出納責任者の異動および事務の引継

出納責任者は、候補者の選挙運動の収支について、一切の責任と権限を有しているので、原則、出納責任者が不在のまま選挙運動に関しての寄附を受け、または支出することはできません。

(1) 出納責任者の異動

- ① 出納責任者に異動があったときは、その選任者は直ちに届け出なければなりません。
- ② 異動の理由が解任または辞任によるものであれば、これらの通知があったことを証する書面(文書による通知書の写し)を添付しなければなりません。

なお、推薦届出者が解任した場合には、併せてその解任につき候補者の承諾のあったことを証する書面を添付しなければなりません。

(2) 出納責任者の事務の引継ぎ

出納責任者の解任または辞任により異動があったときは、前任者は直ちに候補者の選挙運動に関しなされた寄附およびその他の収入ならびに支出の計算をして、新任者に引継がなければなりません。

この引継ぎをする場合は、引継書を作成し、引継ぎの旨および引継ぎの年月日を記載し、引継ぎをする者および引継ぎを受ける者においてともに署名押印し、現金および帳簿その他の書類とともに引継ぎをしなければなりません(公職選挙法第190条第2項)。

(3) 出納責任者の職務代行

出納責任者に事故があるとき、または出納責任者が欠けたときは、直ちに選任を行うこととなりますが、選任までの間、選任者が代わってその職務を行わなければなりません。出納責任者の職務代行が開始されたときおよび辞めたときは、直ちに文書で出納責任者の例により届け出る必要があります(詳細は、地方選挙早わかりを参照)。

10 帳簿および書類の保存 【資料1再掲】

出納責任者は、会計帳簿、明細書および領収書その他の支出を証する書面を、選挙運動費用収支報告書提出の日から3年間、保存しなければなりません。

会 計 帳 簿 (記 載 例)

I 収 入 簿

月 日	金銭又は見積額 (円)	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団 体 名	職業		
○. ○	1,000,000	その他の収入					自己資金
○. ○	300,000	寄 附 金	〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇 〇〇	〇 〇 〇		
○. ○	140,000	寄 附	〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇〇	政治団体	駐車場無償借上 20,000円 × 7日	4月20日 から 4月26日
○. ○	70,000	寄 附	〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇 〇〇	会 社 員	労務無償提供 10,000円 × 7日	
合計	1,510,000						

備 考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附のうち、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるもののほか、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

II 支 出 簿

1 立候補準備のために支出した費用

(2) 家 屋 費 (選挙事務所費)

月日	金額又は見積額			支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出をし た者の別	備 考
	金銭支出	金銭以外 の支出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体 名	職 業			
〇.〇	円 0	円 140,000	円 140,000	駐車場 借上料	〇市〇町〇番地	〇〇〇	政治団体	駐車場無償 借上 20,000円 ×7日	候補者	4月20日 から 4月26日
〇.〇	26,400		26,400	電 話 架設費	〇市〇町〇番地	N T T西日本	電気通信 事業者		出納責任者	臨時電話 2台分
～										
小計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇							

(4) 交 通 費

月日	金額又は見積額			支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出をし た者の別	備 考
	金銭支出	金銭以外 の支出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体 名	職 業			
〇.〇	円 900		円 900	切符代	〇市〇町〇番地	J R 〇駅	鉄道 事業者		出納責任者	ポスター受領 〇駅往復
～										
小計	〇〇〇		〇〇〇							

(5) 印刷費

月日	金額又は見積額			支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出をし た者の別	備 考
	金銭支出	金銭以外 の支出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体 名	職 業			
〇.〇	円 263,000		円 263,000	ポスター 印刷代	〇市〇町〇番地	〇〇印刷所	印刷業		候補者	公費負担 263,000円
〇.〇	円 120,160		円 120,160	ビラ 印刷代	〇市〇町〇番地	〇〇印刷所	印刷業		候補者	公費負担 120,160円
小計	383,160		383,160							

(6) 広告費

月日	金額又は見積額			支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出をし た者の別	備 考
	金銭支出	金銭以外 の支出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体 名	職 業			
〇.〇	円 8,000		円 8,000	ちょう ちん代	〇市〇町〇番地	〇〇ちょう ちん店	小売業		出納責任者	1個分
〇.〇	円 54,000		円 54,000	事務所用 看板代	〇市〇町〇番地	〇〇看板店	看板 製作業		出納責任者	2枚分
〇.〇	円 38,000		円 38,000	自動車用 看板代	〇市〇町〇番地	〇〇看板店	看板 製作業		出納責任者	1台分
～										
小計	〇〇〇		〇〇〇							

(7) 文具費

月日	金額又は見積額			支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出をし た者の別	備 考
	金銭支出	金銭以外 の支出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体 名	職 業			
○.○	円 900		円 900	筆記 用具	○市○町○番地	○○文具店	小売業		○○○	ペン1本 筆1本
○.○	円 1,100		円 1,100	模造紙 等	○市○町○番地	○○文具店	小売業		○○○	模造紙 ほか5種
小計	2,000		2,000							

(10) 雑 費

月日	金額又は見積額			支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出をし た者の別	備 考
	金銭支出	金銭以外 の支出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体 名	職 業			
○.○	円 13,500		円 13,500	ベニヤ 板代等	○市○町○番地	○○材木	材木店		○○○	ベニヤ板 ほか2種
小計	13,500		13,500							

2 選挙運動のために支出した費用

(1) 人件費

月日	金額又は見積額			支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出をし た者の別	備 考
	金銭支出	金銭以外 の支出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体 名	職 業			
○.○	円	円 70,000	円 70,000	労務者 報酬	○市○町○番地	○ ○ ○ ○	会 社 員	労務無償提供 10,000円 × 7日	候補者	4月20日 から 4月26日
○.○	105,000		105,000	車上 運動員 報酬	○市○町○番地	○ ○ ○ ○	会社経営		出納責任者	15,000円 × 7日
○.○	70,000		70,000	事務員 報酬	○市○町○番地	○ ○ ○ ○	無 職		出納責任者	10,000円 × 7日
小計	175,000	70,000	245,000							

(2) 家屋費 (①選挙事務所費)

月日	金額又は見積額			支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出をし た者の別	備 考
	金銭支出	金銭以外 の支出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体 名	職 業			
○.○	円 140,000		円 140,000	事務所 借上料	○市○町○番地	○ ○ ○ ○	不動産業		出納責任者	20,000円 × 7日
~										
小計	○○○		○○○							

(2) 家 屋 費 (②集合会場費)

月日	金額又は見積額			支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出をし た者の別	備 考
	金銭支出	金銭以外 の支出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体 名	職 業			
○.○	円 2,000		円 2,000	演説会場 借上料	○市○町○番地	○ ○ ○ ○	○ ○ 町 自治会長		出納責任者	1回分
○.○	1,000		1,000	演説会場 借上料	○市○町○番地	○ ○ ○ ○	市 長		出納責任者	公営施設 2 回目 使用分 (○○ 公民館)
小計	3,000		3,000							

(3) 通 信 費

月日	金額又は見積額			支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出をし た者の別	備 考
	金銭支出	金銭以外 の支出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体 名	職 業			
○.○	円 840		円 840	切手代	○市○町○番地	○ ○ 郵便局	郵便事業者		○○○	事務連絡
小計	840		840							

(6) 広告費

月日	金額又は見積額			支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出をし た者の別	備 考
	金銭支出	金銭以外 の支出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体 名	職 業			
○.○	円 20,000		円 20,000	新聞 広告料	○市○町○番地	○○新聞社	新聞社		候補者	2回分
小計	20,000		20,000							

(8) 食料費

月日	金額又は見積額			支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出をし た者の別	備 考
	金銭支出	金銭以外 の支出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体 名	職 業			
○.○	円 7,500		円 7,500	煎茶代	○市○町○番地	○○茶補	小売業		出納責任者	15本分
○.○	円 10,500		円 10,500	菓子代	○市○町○番地	○○スーパー	小売業		○○○	せんべい ほか5種
○.○	円 15,000		円 15,000	運動員 費用弁償	○市○町○番地	○○○○	無職		○○○	1,000円 ×15食
○.○	円 300,000		円 300,000	仕出弁 当代	○市○町○番地	○○食堂	飲食業		出納責任者	1,000円 ×300食
～										
小計	○○○		○○○							

(10) 雑 費

月日	金額又は見積額			支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出をし た者の別	備 考
	金銭支出	金銭以外 の支出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体 名	職 業			
〇.〇	円 2,000		円 2,000	電気代	〇市〇町〇番地	〇〇電力	電気事業者		出納責任者	〇日分
〇.〇	円 1,000		円 1,000	水道代	〇市〇町〇番地	〇市	地方自治体		出納責任者	〇日分
～										
小計	〇〇〇		〇〇〇							

備 考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
- 2 この帳簿には (1)立候補準備のために支出した費用 (2)選挙運動のために支出した費用の2科目を設けて(または各々分冊して)記載し「支出をした者の別」の欄に出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- 3 この帳簿の各科目には (1)人件費 (2)家屋費(①選挙事務所費 ②集合会場費等)(3)通信費 (4)交通費 (5)印刷費 (6)広告費 (7)文具費 (8)食料費 (9)休泊費 (10)雑費 の費用を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは「金銭又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、または建物・船車馬・飲食物その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、もしくは消費したときは「金銭以外の支出」の欄に時価に見積もった金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは「金銭以外の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。

- 7 支出の中、金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びに履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 選挙運動に係る公費負担対象支出(ポスター、ビラの作成にかかるもの)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 9 前各号に定めるもののほか出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

選挙運動費用収支報告書 (記載例)

- 1 令和7年4月27日執行 彦根市長選挙
- 2 公職の候補者 住所 滋賀県彦根市元町4番2号
氏名 琵琶湖太郎
- 3 月 日から 月 日まで(第1回分)
- 4 収入の部

月 日	金銭又は見積額 (円)	種別	寄附をした者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
○ . ○	1,000,000	その他の収入					自己資金
○ . ○	300,000	寄附金	〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇 〇〇	〇 〇 〇		
○ . ○	140,000	寄附	〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇 〇〇	政治団体	駐車場無償借上 20,000円 ×7日	4月20日 から 4月26日
○ . ○	70,000	寄附	〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇 〇〇	会社員	労務無償提供 10,000円 ×7日	
~							

時価に見積もった金額として記入すること。

～								
計	寄 附	510,000						
	その他の収入	1,000,000						
	計	1,510,000						
前回計	寄 附	0						
	その他の収入	0	第2回以後の報告の時に前回までの合計を記入のこと。					
	計	0						
総計	寄 附	510,000						
	その他の収入	1,000,000						
	計	1,510,000						

参考	公費負担相当額 383,160円 [内訳] 選挙運動用ポスター作製費 263,000円 選挙運動用ビラ作成費 120,160円
----	---

5 支 出 の 部

月 日	金額又は 見積額 (円)	区 分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団 体 名	職 業		
(1) 人件費								
○ . ○	70,000	選 挙 運 動	労務者報酬	○市○町○番○号	○○○○	会社員	労務無償提供 10,000円 × 7 日	4月20日 から 4月26日
○ . ○	105,000	〃	車上運動員 報酬	○市○町○番○号	○○○○	会社 経営		15,000円 × 7 日
○ . ○	70,000	〃	事務員報酬	○市○町○番○号	○○○○	無 職		10,000円 × 7 日
計	245,000							

(2) 家屋費 (選挙事務所費)	(円)							
○ . ○	140,000	立候補準備	駐車場 借上料	○市○町○番○号	○○○	政治 団体	駐車場無償借上 20,000円 × 7 日	4月20日 から 4月26日
○ . ○	26,400	〃	電話架設費	○市○町○番○号	NTT 西日本	電気 通信 事業者		臨時電話 2 台分
○ . ○	140,000	選 挙 運 動	事 務 所 借 上 料	○市○町○番○号	○○○○	不動産 業		20,000円 × 7 日
計	306,400							

(2) 家屋費 (集合会場費)	(円)							
○ . ○	2,000	選挙運動	演説会場 借上料	○市○町○番地	○○○○	○○町 自治会長		1回分
○ . ○	1,000	〃	演説会場 借上料	○市○町○番地	○○○○	市長		公営施設 2回目使用分 ○○公民館
計	3,000							

(3) 通信費	(円)							
○ . ○	1,100	選挙運動	切手代	○市○町○番○号	○郵便局	郵便 事業者		事務連絡
計	1,100							

(4) 交通費	(円)							
○ . ○	900	立候補準備	切符代	○市○町○番○号	JR ○駅	鉄道 事業者		ポスター受領 ○駅往復
計	900							

(5) 印刷費	(円)							
○ . ○	263,000	立候補準備	ポスター印刷代	○市○町○番地	○印刷所	印刷業		公費負担 263,000円

○ . ○	120,160	立候補準備	ビラ印刷代	○市○町○番地	○印刷所	印刷業		公費負担 120,160円
計	383,160							

(6) 広告費	(円)							
○ . ○	8,000	立候補準備	ちょうちん代	○市○町○番○号	○○ちょうちん店	小売業		1個分
○ . ○	54,000	〃	事務所用看板代	○市○町○番○号	○○看板店	看板制作業		2枚分
○ . ○	38,000	〃	自動車用看板代	○市○町○番○号	○○看板店	看板制作業		1台分
○ . ○	20,000	選挙運動	新聞広告料	○市○町○番地	○新聞社	新聞社		2回分
計	120,000							

(7) 文具費	(円)							
○ . ○	900	立候補準備	筆記用具	○市○町○番地	○文具店	小売業		ペン1本 筆1本
○ . ○	1,100	〃	模造紙等	○市○町○番地	○文具店	小売業		模造紙 ほか5種
計	2,000							

(8) 食料費	(円)							
---------	-----	--	--	--	--	--	--	--

○ . ○	7,500	選挙運動	煎茶代	○市○町○番地	○○茶舗	小売業		15本分
○ . ○	10,500	〃	菓子代	○市○町○番地	○○スーパー	小売業		せんべい ほか5種
○ . ○	15,000	〃	運動員 費用弁償	○市○町○番地	○○○○	無職		1,000円 ×3食 ×5日
○ . ○	300,000	〃	仕出し 弁当代	○市○町○番地	○○食堂	飲食業		1,000円 ×300食
○ . ○	1,000	〃	車上運動員 費用弁償	○市○町○番地	○○○○	無職		2食 ・450円 ・550円
計	334,000							

(10) 雑費	(円)							
○ . ○	13,500	立候補準備	ペニヤ板代等	○市○町○番地	○○材木	材木店		
○ . ○	2,000	選挙運動	電気代	○市○町○番地	○○電力	電気事業者		○日分
○ . ○	1,000	〃	水道代	○市○町○番地	○市	地方自治体		○日分
計	16,500							

計	立候補準備のための支出	665,960							
	選挙運動のための支出	745,840							
	計	14,118,000							
前回計	立候補準備のための支出	0							
	選挙運動のための支出	0							
	計	0							
総計	立候補準備のための支出	665,960							
	選挙運動のための支出	745,840							
	計	14,118,000							
支出のうち 公費負担相当額	項目		単価 (A)		枚数 (B)		金額(A) × (B) = (C)		
	ポスターの作成		1,000円		263枚		263,000円		
	ビラの作成		7.73円		16,000枚		123,680円		
	計						386,680円		

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって事実と相違ありません。

令和 年 月 日

出納責任者 住所 滋賀県彦根市丙町六丁目1番2号
氏名 月 山 一 郎

備考

- 1 収入の部においては、一件10,000円を超えるものについては一件ごとに記載し、一件10,000円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一覧に記載するものとする。
なお、寄附については、一件10,000円以下のものについても必要に応じて一件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（ポスター、ビラの作成にかかるものをいう。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 6 精算届後の報告書にあつては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 7 収入の部の記載については「会計帳簿の様式・収入簿の備考中2から6まで」の例により、支出の部の記載については「同様式・支出簿の備考中3から9まで」の例によるものとする。
- 8 出納責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

領収書を徴し難い事情があった支出の明細書（記載例）

月 日	支出の金額 (円)	区 分	支出の目的	領収書その他の支出の証すべき書面を徴し難かった事情
○ . ○	900	立候補準備	汽 車 賃	領収書の発行なし
○ . ○	70,000	選 挙 運 動	労 務 者 報 酬	労務無償提供（○氏の 月 日から 月 日までの7日間）
○ . ○	140,000	〃	駐 車 場 借 上 料	駐車場無償提供（7日分）
○ . ○	2,000	〃	電 気 代	日常の生活費からの按分計算により領収書を徴し得ない。
○ . ○	1,000	〃	水 道 料	〃
○ . ○	300,000	〃	仕出し弁当代	銀行振込のため

- 1 令和7年4月27日執行 彦根市長選挙
- 2 公職の候補者 住 所 滋賀県彦根市元町4番2号
氏 名 琵琶湖太郎
- 3 出納の責任者 住 所 滋賀県彦根市丙町六丁目1番2号
氏 名 月山一郎

- 備 考
- 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
 - 2 「支出の目的」の欄は、「会計帳簿の様式・支出簿の備考中6」の例により記載するものとする。
 - 3 金融機関の振込を領収書の代わりとする場合、本様式または「振込明細書に係る支出目的書」に記載し、振込の写しを添付すること。
 - 4 本書が2枚以上にわたる場合は、公職の候補者及び出納責任者の住所、氏名等は最後の用紙にのみ記載するものとする。

【注】 本書は、金融機関の振込みを領収書の代わりとする場合に必要となります。振込みの写しも添付してください。

記載例

振込明細書にかかる支出目的書

支 出 の 費 目	支 出 の 目 的
食料費	仕出し弁当代

- 1 令和7年4月27日執行 彦根市長選挙
- 2 公職の候補者 住 所 滋賀県彦根市元町4番2号
氏 名 琵琶湖 太郎
- 3 出納の責任者 住 所 滋賀県彦根市丙町六丁目1番2号
氏 名 月 山 一 郎

- 備 考
- 1 「支出の費目」の欄は、「会計帳簿の様式・支出簿の備考中3」の例により記載するものとする。
 - 2 「支出の目的」の欄は、「会計帳簿の様式・支出簿の備考中6」の例により記載するものとする。
 - 3 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
 - 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しとあわせて提出するものとする。